

木質ペレットで新しい産業の育成を



佐藤 守正



ペレットストーブ

問 湯沢町の町民が暖房用として使っている化石燃料（灯油や重油）に費やす経費は年間十億円を超えるだろう。そのお金は全て町外に流れ出していく。その何分の一でも町内に残し、町内で循環させる方法を真剣に考えたい。

その一つの方法として、町内で生産した木質ペレットを町内で消費するペレットストーブの普及がある。その普及促進のために、ま

すれば、最大65%の補助金が用意されているが、いかがか。

答 町としても調査研究してみた。

問 ペレットの原料になる間伐材の切り出しと林の手入れ、木質ペレットの製造と販売、ペレットストーブの販売とメンテナンスなど多くの雇用が期待できる。これを湯沢の新しい産業として育成したい。

答 全国環境自治体会議には私は一人で行ったのだが、バイオマスタウン構想の再構築のためにも、去年の会議から職員も同行させてている。そういうことを考える職員を育てていきたい。

ができれば大変喜ばしい事なので、ペレットの消費が増え出でてくるのであれば、町としても支援をしていきたい。

町税の滞納処分（差押え）が生活権の侵害にならぬよう十分な配慮を

問 町長はバイオマスタウン構想を再構築するためのプロジェクトチームを編成して検討するとの事だが、そ

の際、脱化石燃料の地産地消、地域内循環経済の構築をめざした構想を立てていきたい。そのための専門家を役場内に育てる事も必要だ。

問 差押え禁止財産でも口座にあれば差押えるのか。

答 法で定める最低限度の生活は生活保護法の適応基準とされ、それに近い場合は差押えなどの滞納処分は行えない。預金の差押えは預金の中身が何かは問わないものなので、給与、年金、雇用保険、児童手当などが含まれている事もある。

問 給与や年金をも差押えをしているが、その差押えが「生活を急迫させる恐れ」がないことはどうやって調べるのか。

答 給与・年金を差押える場合は、差押え可能額の算出方法が定められていて、それに基づいて差押えをしている。したがって、生活を著しく切迫させる恐れはないと理解している。

問 近隣の自治体と共に作っている組織「地方税徴収機構」は何をしているのか。

答 徴収機構には滞納案件のうち、高額や長期的な困難案件の収税を依頼している。なお機構は任意団体であるから、差押えについては全て税務課で行っている。

問 低所得者の場合、「滞納処分の執行停止」がなされる場合も多いと思われるがそれはどれくらいあるのか。またそのうち、「納稅義務の消滅」で不能欠損に至る件数はどれほどか。

答 22年度では、執行停止の件数は220件、不能欠損の件数は354件となっている。